

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

- 1 継続事業の前提に関する注記  
該当なし
- 2 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・ 満期保有目的の債券等 : 該当なし
  - ・ 上記以外の有価証券で時価のあるもの : 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・ 建物並びに器具及び備品 : 直接法による定額減価法
  - ・ リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 : 該当なし
- (3) 引当金の計上基準
- ・ 賞与引当金 : 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・ 徴収不能引当金 : 該当なし
  - ・ 退職給付引当金 : 該当なし
- 3 重要な会計方針の変更  
該当なし
- 4 法人で採用する退職給付制度  
全常勤職員について、確定拠出年金制度に加入している。
- 5 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分  
当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。
- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）  
当法人では、社会福祉事業のみであり作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）  
第3様式）  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 拠点区分計算書（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (6) 各拠点におけるサービス区分の内容
- ①法人本部拠点区分
  - ②五本松の家拠点区分
    - ア 地域密着型特別養護老人ホーム
    - イ 短期入所生活介護
    - ウ デイサービス

- 6 基本財産の増減内容及び金額  
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	126,805,653	0	0	126,805,653
建物	454,397,481	0	23,153,519	431,243,962
合計	581,203,134	0	23,153,519	558,049,615

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

## 7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

- (1) 基本金の取崩し  
該当なし
- (2) 国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

## 8 担保に供している資産

当法人で担保に供されている資産、担保している債務はない。

## 9 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不用)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

種 類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	527,757,610	96,513,648	431,243,962
構築物	15,459,976	4,286,232	11,173,744
車輛運搬具	7,464,386	7,249,236	215,150
器具及び備品	29,378,619	14,779,415	14,599,204
ソフトウェア	7,422,784	5,486,132	1,936,652
合 計	587,483,375	128,314,663	459,168,712

## 10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不用)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	46,189,585	0	46,189,585
未収金	0		0
立替金	162,210		162,210
前払費用	246,138		246,138
合計	46,597,933		46,597,933

## 11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損

該当なし

## 12 関連当事者との取引の内容

該当なし

## 13 重要な偶発債務

該当なし

## 14 重要な後発事象

該当なし

## 15 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の

状態を明らかにするために必要な事項

- ・五本松の家拠点区分の基本財産土地について、特養、短期、デイの配分に誤謬があり修正をした。拠点区分での土地総額については変更なし。
- ・五本松の家拠点区分のその他の固定資産の器具及び備品について、短期、デイの配分に誤謬があり修正をした。拠点区分でのその他の固定資産の器具及び備品の総額は変更なし。